

福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会を活用した 新規事業採択実施要領

第1 目的

この要領は、「福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会を活用した新規事業採択に関する要綱」第5条に基づき福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）を活用した新規事業採択の実施に関し必要な事項を定める。

第2 委員会審議対象事業

委員会審議対象事業の事業分野及び規模は、別紙1のとおりとする。

第3 新規事業採択の実施

1 新規事業候補箇所の選定

委員会審議対象事業のうち次年度の新規事業候補箇所の選定は、各事業の事業効果、緊急性、予算、地域の現状、事業展開等について考慮し、総合的に判断する。

2 新規評価の実施手続き

- (1) 各事業課（室）は、前項で選定した箇所の評価（素案）を作成し、審議委員会に提出する。
- (2) 県土整備部は、審議委員会の意見を聴き、評価を決定する。
- (3) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。

3 新規評価の実施方法

委員会審議対象事業の新規評価は、別紙2に定める事業分野別新規事業採択評価基準に基づき行うものとする。

4 新規事業の採択及び公表

- (1) 新規事業の採択は、補助採択を受けなかった事業や予算枠等の理由により事業化が困難な箇所を事業着手保留とし、新規事業として着手する箇所を決定する。
- (2) 公表する事業は、委員会審議対象事業のうち新規事業採択箇所のみとする。
- (3) 新規事業採択箇所の公表は、別紙3によるものとする。

第4 事務局

委員会審議対象事業の新規事業採択の実施に係る事務局は、県土整備企画課に置く。

附 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月23日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年11月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年12月24日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年3月21日から施行する。

委員会審議対象事業の事業分野及び規模

| 分類 | 事業分野 | 事業規模 |
|--------|------------|------------|
| 大規模系事業 | 改築系道路事業 | 事業費 10億円以上 |
| | 河川改修事業 | |
| | 港湾事業 | |
| | 海岸事業 | |
| | ダム事業 | |
| 小規模系事業 | 交通安全事業 | 事業費 2億円以上 |
| | 河川環境事業 | |
| | 砂防事業 | |
| | 地すべり対策事業 | |
| | 急傾斜地崩壊対策事業 | |